

車両系建設機械（解体用）運転技能講習

5 時間コース（令和 8 年 10 月実施分）のご案内



岩手労働局長登録教習機関第 25-9 号（登録有効期限：令和 10 年 7 月 4 日）

職業訓練法人釜石職業訓練協会

〒026-0001 岩手県釜石市大字平田第 3 地割 75 番地 1

TEL 0193-26-7000/FAX 0193-26-6955



<http://www.kamaishi-vts.ac.jp/>

（受講申込書等はホームページからもダウンロードできます）

労働安全衛生法では、機体重量 **3 トン以上の車両系建設機械（解体用）の運転**は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

【根拠法令】一部抜粋

労働安全衛生法 61 条-1(就業制限)

事業者は政令で定めるものについては、免許を受けた者又は技能講習を修了した者、その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

令第 20 条 12 号及び関係別表第 7 の 6 号より「機体重量が 3t 以上の車両系建設機械（解体用）」

当協会では、岩手労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講いただくようご案内申し上げます。

1 開催日時・場所及び定員

日時	場所	定員
1 日目 令和 8 年 10 月 9 日（金） 8：45～16：45	（職）釜石職業訓練協会 釜石市大字平田第 3 地割 75 番地 1	20 名

※ 講習初日の受付開始時間は、8：30 となりますので、予めご了承ください。

※ 学科試験・実技試験 令和 8 年 10 月 9 日（金）（当日）

2 受講料及びテキスト代（消費税 10%込）

受講料	テキスト代	合計
28,600 円	1,430 円	30,030 円

※ 受講料は、岩手労働局長に届出をした金額となっております。

3 受講資格と必要な添付書類

受講資格	必要な添付書類
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転技能講習修了者	技能講習修了証の写し

※ 必要な添付書類に不足があると、この技能講習の申込ができなくなりますので、ご注意ください。

※ 講習会当日に**車両系建設機械（整地等）修了証の原本**を提示していただきます。

なお、講習会当日に原本の確認ができない場合は、技能講習の受講ができなくなりますので、ご注意下さい。

4 講習内容

講習区分	科目	時間数
学科	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識	2
	運転に必要な一般的事項に関する知識	0.5
	関係法令	0.5
	学科試験	—
実技	作業のための装置の操作	2
	実技試験	—
合計		5

※ 5時間コースは、**車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者を対象とした、平時の特例コース**となっております。

5 お申込方法

- ① はじめに、**電話にて予約状況（TEL0193-26-7000）**を必ず、ご確認ください。
 - ②
 - i **受講申込書**（必要事項をすべて記入のこと）
 - ii 撮影から6ヶ月以内の**縦3.0cm×横2.4cmの写真2枚**
（上三分身、無帽、無背景、裏面に氏名と生年月日を記入）
 - iii 受講資格に応じた**添付書類**
 上記のi～iiiの3種類について、**郵送又は持参で当協会に提出**してください。
 - ③ 申込者が少ない場合、中止させて頂くことがあります。
 - i **申込締切日時〔令和8年9月25日（金）17:00〕**の翌営業日以後、当協会より**技能講習の開催・中止の連絡**をします。
 - ④ **開催の連絡がありましたら**受講料及びテキスト代を納付して下さい。
 - i **納付期限〔令和8年10月2日（金）〕**までに当協会に現金を持参・現金書留での郵送・指定の口座へ振り込みのいずれかでご納付願います。
- ◆指定口座（振込手数料は申込者でご負担願います）
〔北日本銀行 小佐野支店（普通）7031947 職業訓練法人 釜石職業訓練協会 会長 青木正紀〕
- ⑤ 当協会の責めに帰すべき理由以外による、納付後の受講料の返却はいたしません。

6 その他注意事項

- ① 欠席、遅刻、早退、欠課等をした方は、学科試験及び実技試験の受験ができなくなり、修了証も交付されません。
- ② 学科試験又は実技試験で不正行為を行った場合、試験の合格を取り消すとともに、以後、当協会が実施する技能講習のすべてについて受講ができなくなります。
- ③ 技能講習の全講習時間に出席し、かつ、学科試験及び実技試験の両方に合格した方には労働安全衛生法に基づく技能講習修了証を交付いたします。
- ④ 受講資格に技能講習修了者であることが含まれている方のうち、満18歳未満の方は、技能講習修了証の効力が発効しておりませんで、満18歳の誕生日到来以後に開始される技能講習にお申込ください。
- ⑤ 当講習会は、国籍に関係なく受講することができますが、講習のすべてについて、日本語で実施されるため、講師が話す専門的な用語を理解できる程度の語学力が必要となります。
- ⑥ 当協会が主催し、かつ、当協会が直接実施する各種講習会は、万が一の事故に備えて、講習会等災害補償保険に加入しております。

